令和８年（フ）第５１４７号
大阪市生野区中川２丁目２番23号、前住所大阪市生野区中川西１丁目15番３号
債務者　川﨑　好美
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８０号
大阪府枚方市高田２丁目24番28号
債務者　佐々木真吾
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９号
長崎県平戸市大久保町1820番地５
債務者　神田　昌澄
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和８年（フ）第１５４５号
東京都東村山市美住町１丁目５番地美住町１丁目アパート４―103
債務者　西山しのぶ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２５号
岩手県釜石市甲子町第16地割83番地３
債務者　井浦　愛奈
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第９１３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７
債務者　岩渕　忠久
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８１号
仙台市太白区秋保町長袋字大原164番地の２、従前の住所東京都大田区仲六郷４丁目28番２号　井戸屋第六ビル501
債務者　渡邉　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１８号
仙台市太白区西多賀５丁目13番32号　コーポ平塚203、従前の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町15番地７　アメニティさくら201号
債務者　佐久間美香
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０２号
仙台市青葉区中山４丁目１番23号　メイ・ハイム101
債務者　野村　英二
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４３号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８―706号
債務者　三井　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３３号
福島県南相馬市鹿島区小池字原畑315番地の４
債務者　多田みちえ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第２４４号
茨城県つくば市高見原２丁目11番地50　アンシャンテⅠ　204号、前住所茨城県つくば市高見原４丁目６番地13　壱番館101号
債務者　市毛　裕子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６５号
茨城県つくば市要351番地６　ＹＵＫＩＨＯＵＳＥ103号、前住所茨城県つくば市稲荷前８番地３　パークコートつくば401号
債務者　藤井　亮太（旧姓小山）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２１０号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2721番地８黒姫団地２―305
債務者　宮内　秀明
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９０号
（住民票上の住所）静岡県袋井市堀越三丁目12番地の４　Ｖｉｏｌａ　Ａ202号室
債務者　中山亜里砂
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４３４１号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―404号
債務者　吉田　由香
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部